

府政防第638号
令和3年5月25日

都道府県知事
指定公共機関の代表者 } 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

内閣府防災業務計画の修正について（通知）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、内閣府防災業務計画（平成26年6月18日内閣総理大臣決定）を別添のとおり修正したので、同条第2項の規定に基づき、通知する。